

広島県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により執行する広島県議会議員の広島市南区選挙区、広島市西区選挙区及び三原市世羅郡選挙区における補欠選挙を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第一項の規定により、広島県知事選挙と同時に次のとおり行う。

平成二十一年十月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 選挙 期 日 平成二十一年十一月八日

二 選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
広島市南区	一人
広島市西区	一人
三原市世羅郡	一人